

公共下水道

水洗化工事で快適な生活を

—受益者負担金Q & A—

市の公共下水道は供用開始から四年目を迎えました。今年度は新たに東台六丁目、一本杉、美園町、根下戸新町、城西町等の地域で供用が開始されています。快適な生活を一日も早く実現するため、速やかな水洗化工事をお願いします。

また、平成五年度に供用が開始された北神明町、御坂町、幸町などの区域は、今年度（八年三月末）が水洗化義務期限の三年目です。三年を経過すると無利子の融資制度が利用できなくなりますのでご注意ください。

みなさんのご協力により七年三月の水洗化率は五二%となっていますが、まだまだ低い状況です。水洗化の促進にご協力ください。今回は、現在手続をお願いしている受益者負担金についてご説明します。よろしくご理解ください。

Q 「受益者負担金」とはどのようなものですか。

A 下水道の整備には多額の費用がかかります。下水道が整備されることによって利益を受ける人に事業費の一部を負担していただくものです。

Q これは一回限りの負担です。下水道の整備による「利益」とはどんなものですか。

A 下水道が整備されると、トイレの水洗化や側溝の悪臭の解消、ハエやカの発生防止など、未整備地区に比べて生活環境が著しく向上します。

Q 下水道の整備は公費だけで行うべきだと思いますが・・・

A 通常、公共施設の整備は公費で賄うものですが、下水道事業の場合は整備された区域の人だけが利益を受けることとなります。公費だけで賄うと未整備区域の人との間に不公平を生じます。

Q 受益者負担金はどのようにして負担の公平を図るため「受益者負担金」として公費に還元してもらおうのですか。

A 受益者負担金は、原則として下水道整備区域内の土地所有者に負担していただきます。ただし借地権など権利の目的となっている土地（一時的なものは除く）については、権利者に納めていただきます。例えば、土地をなにかば永住する意向で借地している場合は、実際に下水道の利益を受ける借地人が納めることとなります。（図参照）

Q 農地などにも受益者負担金がかかりますか。

A 受益者負担金は原則として全ての土地についてお願いするものですが、農地や山林、原野な

Q 受益者負担金はどのようにして負担の公平を図るため「受益者負担金」として公費に還元してもらおうのですか。

A 土地の面積に一平方メートル当たり四百二十円を乗じて算出します。例えば土地百坪（三百三十・五八平方メートル）に対する受益者負担金額は十三万八千八百四十円となります。

Q 受益者負担金は、なぜ土地の面積で計算するのですか。

A 下水道による利益の程度の判断基準は、土地の面積以外に建物の大きさや家族数などが考えられますが、これらの内容はいつ変化するとも限らず、長期的に見て不安定で、かえって不公平を招くこととなります。下水道が面的に整備されることや土地の利用価値の点を考えると、面積を基準にする方が公平な負担方法だと考えます。

Q 受益者負担金は一回で納めるのですか。

A 五年分割で納めていただきます。さらに各年四期に分けますから、全二十回払いになります。なお、全額を一括して納めると一五%割り引きされる制度があります。

Q 受益者負担金はいつから納めるのですか。

A 下水道が整備されて使用できるようになる年度（供用開始）から納めていただきます。

問 下水道課
(内線340・356・369)

受益者負担金を納める人(受益者)

